

新宿区立図書館サービス計画

(令和6年度～9年度)

令和6年3月

新宿区立図書館

目次

第Ⅰ章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方	1
2 新宿区立図書館基本方針	2
3 本計画（令和6年度～9年度）の構成	4
4 計画の評価	5
5 新宿区立図書館の現況	6
6 今後の方向性	9
7 新中央図書館の建設	11

第Ⅱ章 重点事業（令和6年度～9年度）

13

中央図書館・こども図書館	15
四谷図書館	18
鶴巻図書館	21
西落合図書館	24
戸山図書館	27
北新宿図書館	30
中町図書館	33
角筈図書館	36
大久保図書館	39
下落合図書館	42

第Ⅲ章 全館共通取組事業（令和6年度～9年度）

45

(1) 新宿区ゆかりの作家関連事業	47
(2) 区の各部署との連携と支援	52
(3) 地域団体等との協働事業	57
(4) 調べ学習・生涯学習への支援	62

全館共通取組事業(1)～(4) 掲載順

- ①中央図書館・こども図書館、②四谷図書館、③鶴巻図書館、
④西落合図書館、⑤戸山図書館、⑥北新宿図書館、
⑦中町図書館、⑧角筈図書館、⑨大久保図書館、⑩下落合図書館

資料編 新宿区立図書館事業報告書（令和3年度～4年度） 67

1 重点事業報告シート

中央図書館・こども図書館	68
四谷図書館	71
鶴巻図書館	74
西落合図書館	77
戸山図書館	80
北新宿図書館	83
中町図書館	86
角筈図書館	89
大久保図書館	92
下落合図書館	95

2 全館取組み事業報告シート

(1) 夏目漱石関連事業	98
(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業	103
(3) 区の各部署との連携事業	108
(4) 図書館を応援する地域団体との協働事業	113
(5) 調べ学習への支援	118
(6) 新型コロナウイルス感染症対策下における取組み	123

全館取組み事業報告シート (1)～(6) 掲載順

- ①中央図書館・こども図書館、②四谷図書館、③鶴巻図書館、
④西落合図書館、⑤戸山図書館、⑥北新宿図書館、
⑦中町図書館、⑧角筈図書館、⑨大久保図書館、⑩下落合図書館

第Ⅰ章

計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

新宿区立図書館サービス計画（令和 6 年度～9 年度）（以下、「本計画」といいます。）は、新宿区総合計画（平成 29 年 12 月）、新宿区教育ビジョン（平成 30 年 2 月）及び新宿区立図書館基本方針（平成 28 年 3 月）（以下、「基本方針」といいます。P2 参照）を上位計画とし、新宿区立図書館サービス計画（令和 3 年度～5 年度）（以下、「前計画」といいます。）の計画期間終了により、これを引き継ぐものです。

(2) 計画の目的

本計画は、基本方針に定める使命「区民にやさしい知の拠点」を達成するため、各区立図書館の重点的な取組みと達成状況などを示すものです。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とします。これは、新宿区総合計画の計画期間が令和 9 年度までであることを踏まえたものです。

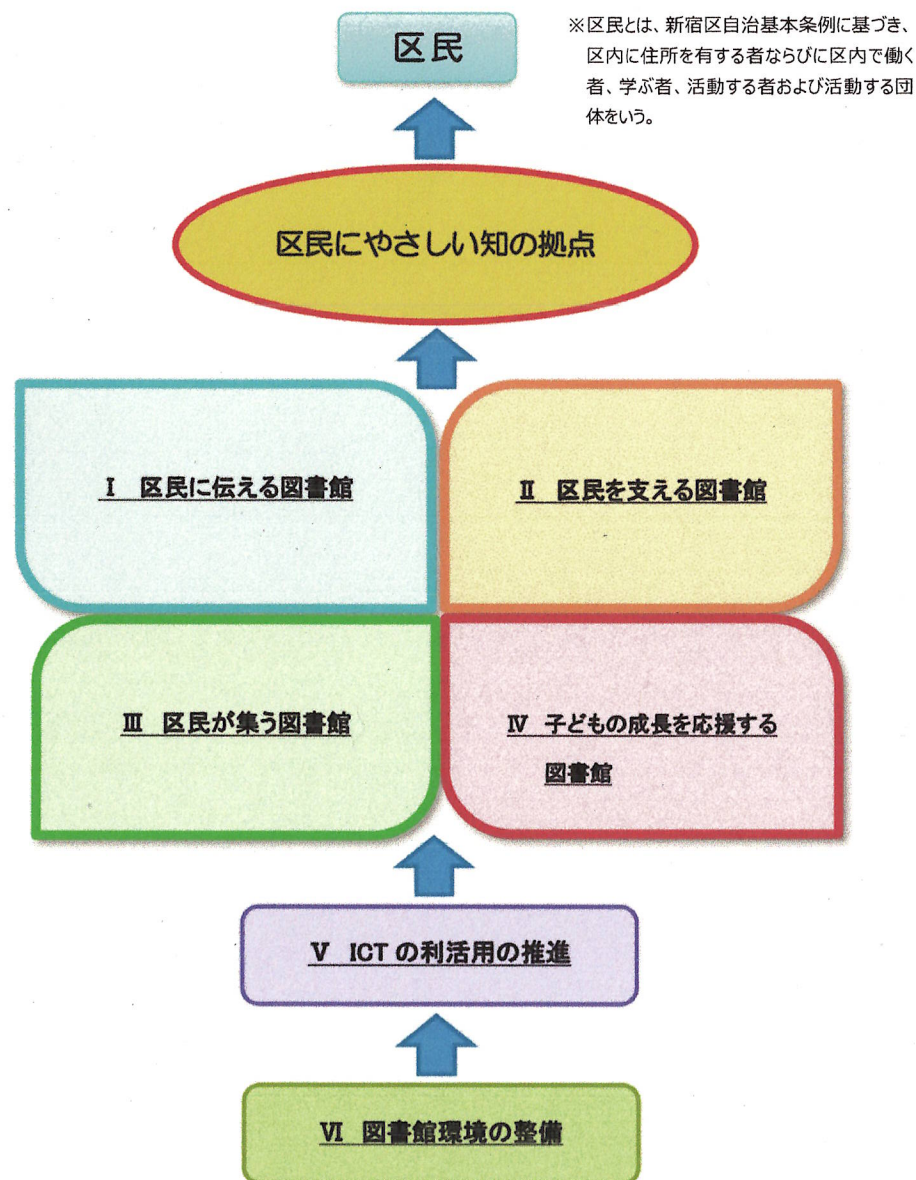
(4) 策定体制

本計画の策定に際しては、新宿区立図書館運営協議会設置要綱により設置されている新宿区立図書館運営協議会（以下、「運営協議会」といいます。）において検討を行った上で、新宿区教育委員会への報告を行い、それらの意見を参考に策定しました。

2 新宿区立図書館基本方針

基本方針は平成 28 年 3 月に策定しました。この中で、様々な課題について自ら考え、他者と協働して解決する区民を支援すること、わかりやすい情報提供をすることなど、区立図書館がすべての人々にやさしい知の拠点（「区民にやさしい知の拠点」）であることを、区立図書館の使命と定めています。

この使命の下、6 つの方針（Ⅰ 区民に伝える図書館、Ⅱ 区民を支える図書館、Ⅲ 区民が集う図書館、Ⅳ 子どもの成長を応援する図書館、Ⅴ ICT の利活用の推進、Ⅵ 図書館環境の整備）と、これに紐付く 30 の取組み（P3 参照）を定めており、これらを達成するためにサービス計画を策定しています。



基本方針の取組み

方針	項番	項目	概要
I	1	資料の充実	バランスや地域の特性等を考慮した資料の充実
	2	地域資料の充実	地域資料の収集・保存・活用の拡充の検討
	3	電子資料等の活用	電子資料等の収集・保存・活用の検討
	4	行政資料の充実	行政資料の収集・保存・活用のしくみづくりの検討
	5	他自治体等との連携	他自治体図書館等との相互貸借
II	6	区民の課題解決支援	身近な課題解決の支援
	7	利用者にわかりやすく役立つサービスの提供	図書館利用及び、情報リテラシーの向上支援の充実
	8	外国人・障害者・高齢者に対する支援	多文化、障害者、高齢者サービスの充実
	9	区内で活動する様々な人々、団体、企業等の活動支援	区民ニーズの把握及び様々な人々への活動支援
	10	博物館・大学等との連携	博物館や大学等と連携した資料提供や活用の充実
	11	行政支援	区の施策形成などの情報活用の支援
III	12	魅力あるイベントの実施	区民のニーズに的確に対応したイベントの実施
	13	多様な学習機会の提供	区民の学習活動の支援と学習成果発表の場の提供
	14	情報の生産・発信・交流の支援	区民同士を結びつける橋渡しの工夫
	15	区民との協働	図書館サポーター等の活動の継続・発展
IV	16	「新宿区子ども読書活動推進計画」	子どもが自主的に読書活動を行うことができる読書環境の整備
	17	読書環境の充実	本に触れ、本を親しむ機会の拡充
	18	読書活動への支援	読書活動に係る各種事業の実施・開催
	19	区立図書館の利用促進	魅力ある図書資料及びイベントの充実
	20	学校等との連携	団体貸出の充実
	21	絵本でふれあう子育て支援	乳幼児への読み聞かせと絵本の配付
V	22	図書館情報システムの充実	図書館情報システムの充実
	23	ホームページの充実	ホームページの充実
	24	ICTのさらなる活用	区史等データベースの充実及びデジタル化の検討
VI	25	新中央図書館建設と地域図書館の配置	新中央図書館建設の検討と地域図書館の整備
	26	身近な場所の読書環境の整備	利用者ニーズに応じた資料提供の検討
	27	運営体制の充実	効果的効率的な運営体制による図書館サービスの充実
	28	利用満足度の高い図書館運営	休館日の一部変更、多くの人々の意見を積極的に取り入れた運営
	29	人材の育成・活用	様々な機関等の案内、取次等できる人材の育成
	30	利用者の快適な環境づくり	利用しやすい環境づくりの工夫

3 本計画（令和6年度～9年度）の構成

本計画は、新宿区立図書館の各館が地域の特性に合わせて取り組む「重点事業」と、新宿区立図書館の全館が共通で取り組む「全館共通取組事業」を計画の柱としました。また、本計画では、前計画の実績や運営協議会の意見を踏まえ、事業を見直したほか、年度毎の指標を設けるなどの充実を図りました。

(1) 重点事業（第Ⅱ章：P13～44）

図書館名	重点事業名
中央図書館・こども図書館	電子図書館の導入
	区民優先サービスの導入の検討
	中学生・高校生等向け読書活動の支援
四谷図書館	夏目漱石関連講座・展示
	英語多読講座・ワークショップ
	内藤のとうがらしで学ぶ地域文化
鶴巻図書館	早稲田鶴巻地域を知る事業
	地域との相互支援・連携
	子どもの読書活動・調べる学習への支援
西落合図書館	夏目漱石の魅力発信
	子育て支援サービスの充実
	地場産業や大学との連携
戸山図書館	障害者サービスの充実
	地域資料の充実と情報発信
	高齢者サービスの充実
北新宿図書館	多文化共生地域における図書館サービスの充実
	区各部署や近隣地域団体との連携事業
	環境に配慮した図書館
中町図書館	地域団体との連携によるアウトリーチ活動
	地域を知るための図書館
	子どもの成長を応援する図書館
角筈図書館	ビジネス支援事業の強化
	子どもたちが親しみやすい図書館
	区民が集う場と機会の創出
大久保図書館	国際交流の場の創出
	母語による読み聞かせ
	外国語資料の充実
下落合図書館	子育て支援サービス
	介護・高齢者支援サービス
	地場産業の魅力発信

(2) 全館共通取組事業（第Ⅲ章：P45～65）

(1) 新宿区ゆかりの作家関連事業
(2) 区の各部署との連携と支援
(3) 地域団体等との協働事業
(4) 調べ学習・生涯学習への支援

4 計画の評価

(1) 前計画（令和 3 年度～4 年度）の評価

本計画の策定にあたり、前計画の評価を行いました。評価対象としたのは「各区立図書館の重点事業」と「全館共通取組み事業」です。

「各区立図書館の重点事業」は、各地域館が地域ごとの特色を打ち出せる事業を掲げています。地域ごとの特色に合わせた事業を実施できているか、前述の基本方針に定めた使命と 6 つの方針に沿ったものであるか等を確認し、その効果を検証します。

「全館共通取組み事業」は、①夏目漱石関連事業、②東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連事業、③区の各部署との連携事業、④図書館を応援する地域団体等との協働事業、⑤調べ学習への支援、の 5 項目を掲げていました（⑥新型コロナウイルス感染症対策下における取組み は、策定後追加）。これら事業の取組み状況をそれぞれの館別に確認します。

いずれの事業についても、運営協議会の意見を踏まえ、指標を新たに設け改善点を抽出しました。詳細は、資料編（P67～）に掲載しています。

(2) 前計画（令和 5 年度）及び本計画（令和 6 年度～9 年度）の評価

前計画（令和 5 年度）及び本計画（令和 6 年度～9 年度）に掲げた事業の実績については、各年度終了後に評価を行い、運営協議会等に報告します。

5 新宿区立図書館の現況

(1) 新宿区立図書館の現況

新宿区立中央図書館（以下、「中央図書館」といいます。）は、旧区立戸山中学校（以下、「旧中学校」といいます。）の施設を活用した区内最大の図書館です。中央図書館の一部（4階建の3階部分）は、条例上独立した「こども図書館」となっています。地域図書館（以下、「地域館」といいます。）は9館あり、指定管理者がそれぞれのノウハウを生かし、創意工夫しながら中央図書館と連携して地域特性に合わせた図書館サービスを提供しています。各館の休館日を月曜日と火曜日に分けることにより、年末年始を除いて、年間を通して区立図書館をご利用いただける体制を取っています。また、中央図書館と四谷、角筈、大久保、下落合図書館の5館は、平日及び土曜日は21時45分まで開館しています。

中央図書館の広場（旧中学校の校庭部分）を暫定的に活用する期間限定型プロジェクト「そらとだいちの図書館」は、にぎわい創出や地域のゆるやかな繋がりづくりを目的として令和3年2月に誕生しました。現在はボランティアが中心となって菜園活動（無農薬野菜作り、コンポスト、ハーブ園）や様々なイベントを行っています。

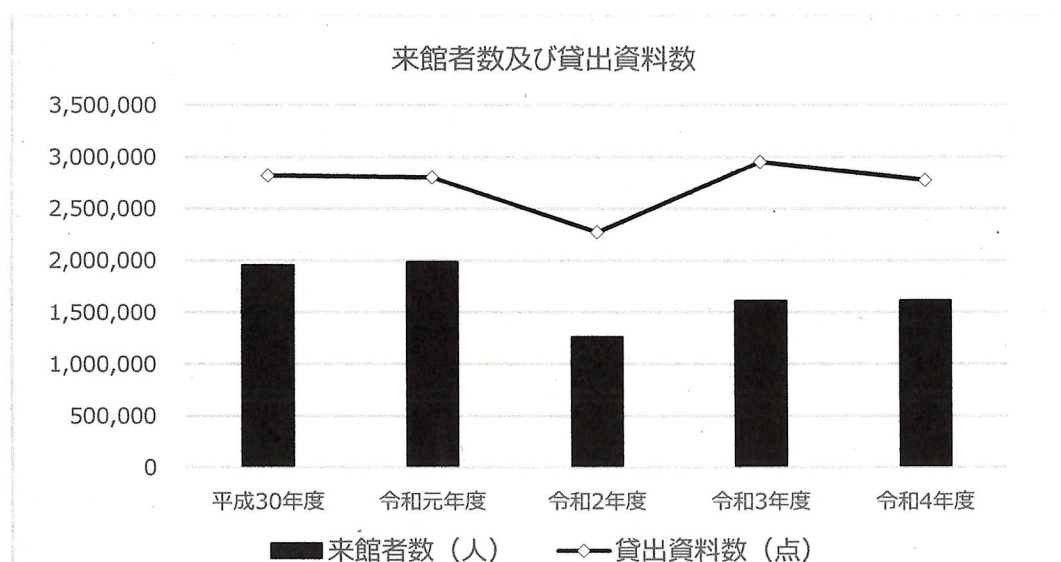


親子連れなどでにぎわう「そらとだいちの図書館」

(2) 新宿区立図書館の実績

新宿区立図書館（中央図書館、こども図書館、地域図書館 9 館）の過去 5 年間の来館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により全館臨時休館（4/11～5/31）した令和 2 年度の来館者数は、およそ 126 万人でしたが、年間およそ 160 万～190 万人でやや減少傾向を示しながら推移しています。

貸出資料数を見ると、令和 2 年度を除き 270 万～290 万点とほぼ横ばいで推移しています。



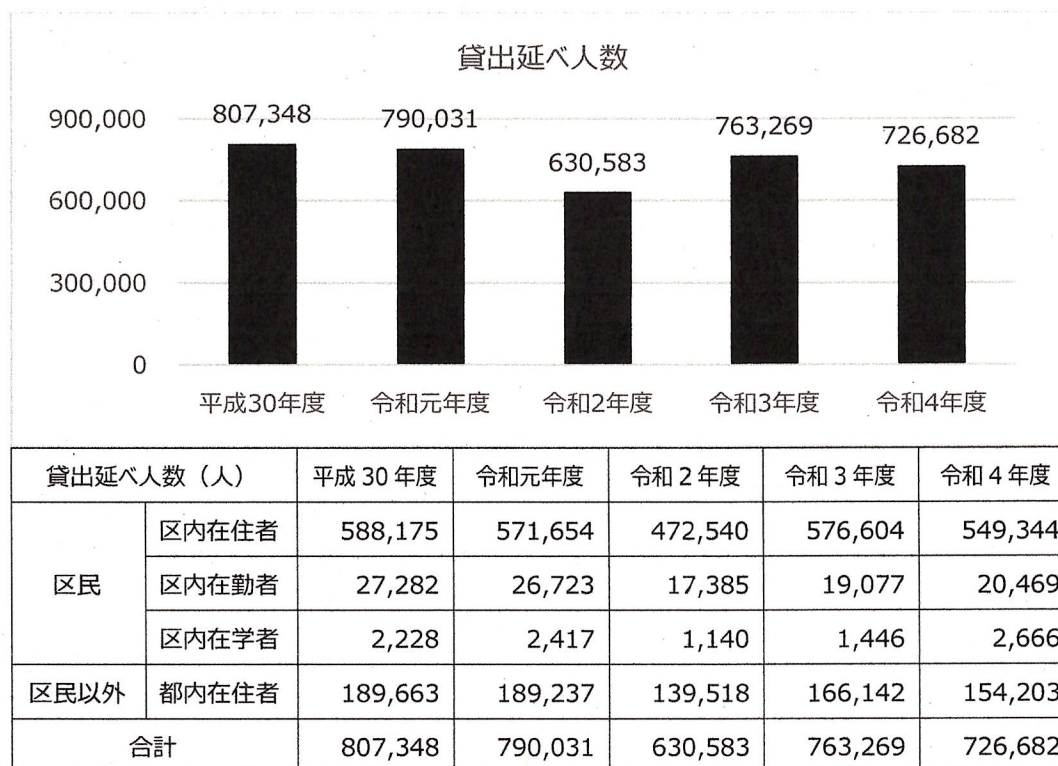
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来館者数 (人)	1,956,961	1,989,091	1,264,941	1,615,464	1,617,803
貸出資料数 (点)	2,821,364	2,802,080	2,274,013	2,953,125	2,773,257



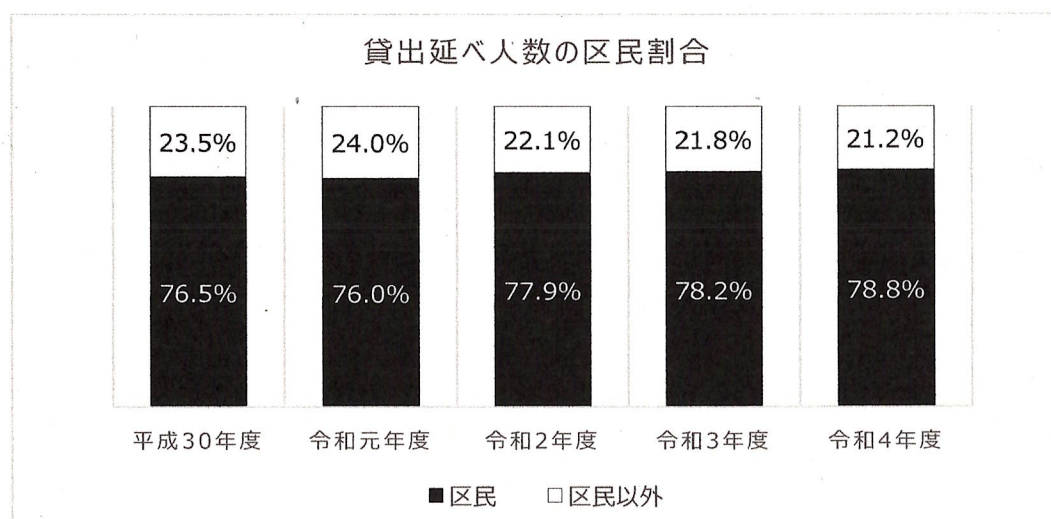
新型コロナウイルス感染症対策のため
パーテーションを設置した閲覧席（中央図書館）

(3) 区民・区民以外の利用状況

新宿区立図書館の過去 5 年間の貸出延べ人数（個人）を見ると、平成 30 年度は 80 万人を超えていましたが、令和 4 年度は 73 万人を切っており、やや減少傾向を示しています。



この貸出延べ人数について、区民（第 I 章では、区内在住者、区内在勤者、区内在学者を指します）と区民以外（都内在住者から、区内在住者、区内在勤者、区内在学者を除いたもの）の割合を調べると、平成 30 年度は 76.5%だった区民の割合が、令和 4 年度は 78.8%と、微増傾向を示していることがわかります。



6 今後の方向性

(1) 電子書籍貸出サービス（電子図書館）

電子図書館とは、図書館に来館しなくても、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等で電子書籍の貸出、返却、予約や検索などを行うことができるサービスのことです。新宿区立図書館においても、電子書籍貸出サービスを導入し、今まで図書館を利用していない区民に対しての新たなアプローチとして、利用登録者数の増加を目指します。新宿区は、次のような特徴を持つ電子図書館を検討しています。

第一に、一般書や絵本、児童書、これまで所蔵が困難であった学習や資格取得に役立つ問題集や参考書などの充実を目指します。紙の資料では破損しやすい雑誌のコンテンツも提供します。資料の選定にあたっては、令和5年度新宿区区民意識調査の結果をもとに利用者のニーズを把握し、コンテンツを揃え、サービスの開始後は利用者からの予約や貸出実績をもとに、コンテンツに反映していきます。

第二に、電子書籍ならではの音声読み上げ機能、文字色反転機能等、視覚障害者やページをめくることが難しい利用者など、だれもが利用しやすいユニバーサルサービスを実施します。

第三の特徴として、新宿区所蔵の貴重な地域資料を電子化し、ホームページ上でいつでも閲覧可能となるように利便性の向上に努めます。

非来館型サービスの充実として電子書籍貸出サービスの提供開始を目指し、サービス計画（令和6年度から令和9年度）の重点事業として取り組んでいきます。

(2) 区民優先サービス

電子書籍貸出サービスの導入にあたっては、利用対象者の要件を定める必要があり、これに伴って区民優先制度（以下、「区民優先サービス」と言います。）の検討が必要となります。

電子書籍貸出サービスを導入している多くの自治体では、利用対象者を区内在住者のみ、または区内在住者、区内在勤者、区内在学者に限定しています。また、電子書籍以外にも新刊資料等の予約を区民に限ることや図書資料の貸出上限冊数の枠を増やすなど、区民と区民以外で提供するサービスに差異を設ける自治体が増えています。加えて、千代田区や文京区などの近隣自治体を例に区民優先サービスを望む声が寄せられている状況や、他自治体における区民優先サービスの導入状況を鑑み、具体的な利用対象者や対象サービスの内容を検討していきます。

なお、区民優先サービス導入にあたっては、利用者の登録要件（区民、区民以外）を適正に管理していることが前提となるため、令和4年10月から登録要件の確認を開始しています。

(3) 子ども読書活動の推進

新宿区では、令和 6 年 3 月に「第六次 新宿区子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画に基づき区立図書館で行う事業のうち、全館共通で実施する事業や区の各部署と連携する主な事業は以下の 3 点です。

第一に、「新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール」の実施です。自己解決能力の育成、図書館の利用促進等を図るため、「子ども自身が感じた疑問を図書館の資料を使って解決し、そのまとめを評価するコンクール」を地域ごとに実施します。

第二に、絵本でふれあう子育て支援です。保健センターで実施する乳幼児健康診査の対象である 0 歳児に絵本 2 冊を配付し読み聞かせをするとともに、保護者に対して読み聞かせの意義を説明します。また、3 歳児には、絵本 1 冊を配付し、お話し会を案内するなど区立図書館の利用促進を図ります。

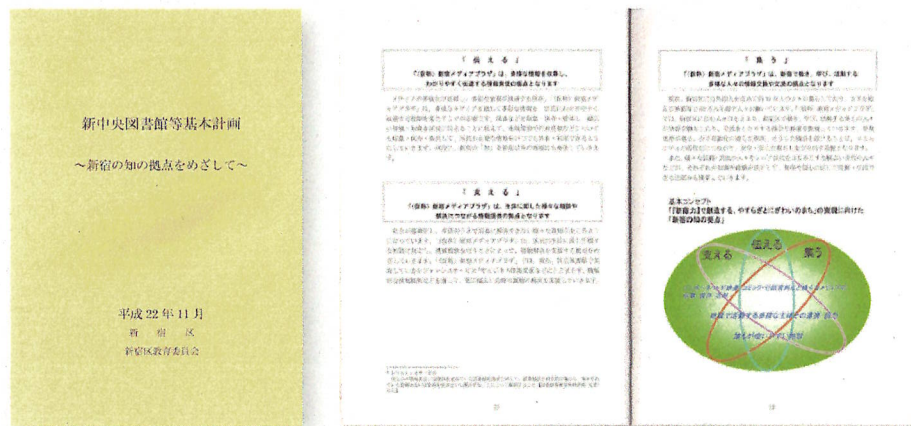
第三に、外国語と多文化に親しむお話し会と外国語図書の充実です。外国語を母語とする子どもに、母語に親しむことができるよう、外国語絵本の収集を行い、外国語のお話し会を実施します。



新宿区立図書館を使った調べる学習コンクール 表彰式

7 新中央図書館の建設

新宿区と新宿区教育委員会は、中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、ICT 社会の進展等新たな時代に対応した中央図書館を目指し、平成 22 年 11 月に「新中央図書館等基本計画」を策定しました。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を受けた「新宿区緊急震災対策」により、中央図書館は旧戸山中学校の校舎を仮施設として移転し、新中央図書館の建設スケジュールについては、改めて判断することになりました。



新中央図書館等基本計画（平成 22 年 11 月）

今後、新中央図書館の建設については、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく区有施設マネジメントや社会経済状況、ICT の急速な進展等を総合的に検討する必要があります。そのような状況の中で、近年建替えを行った都内自治体の図書館を視察し、その内容を運営協議会で共有するなど、公立図書館を取り巻く環境の変化を踏まえ、情報収集を行いながら検討を続けます。



杉並区立中央図書館視察（令和 6 年 2 月）

